

意見書案第9号

若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和6年7月3日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者 佐 藤 弘  
浜 奥 修 利  
改 田 勝 彦  
中 田 一 子  
森 脇 謙 一

## 若者のオーバードーズ(薬物の過剰摂取)防止対策の強化を求める意見書

近年、処方箋がなくても薬局やドラッグストアで購入できる市販薬の濫用による依存症や急性中毒が、重大な社会問題となりつつある。実際、市販薬のオーバードーズによる救急搬送が、2022年5月の日経メディカルによれば、2018年から2020年にかけて2.3倍に増加したという報告があり、また、厚生労働省が2023年3月に行った検討会では、精神科医療施設において、市販薬を主たる薬物とする薬物依存患者が、2012年から2020年にかけて約6倍に増加したといった報告がある。

国立精神・神経医療研究センターの2020年調査によると、全国の精神科医療施設で薬物依存症の治療を受けた10代の患者の主な薬物について、市販薬による依存症が全体の56.4%を占めているとのことである。また、過去1年以内に市販薬の濫用経験がある高校生の割合は60人に1人と深刻な状況にあることも明らかになった。

不安や葛藤、憂鬱な気分を和らげたいなど、現実逃避や精神的苦痛の緩和のために、若者がオーバードーズに陥るケースが多い。実際、市販薬を過剰に摂取することで、疲労感や不快感が一時的に解消される場合があり、同じ効果を期待してより過剰な摂取を繰り返すことで、肝機能障害、重篤な意識障害や呼吸不全などを引き起こしたり、心肺停止で死亡する事例も発生している。

市販薬は違法薬物とは違い、所持することで罪にはならないことから、濫用が発見されにくいという現実があると同時に、オーバードーズによる健康被害は、違法薬物よりも深刻になる場合もある。よって政府において、このような薬物依存による健康被害から一人でも多くの若者を守るために、以下の特段の取組を求める。

### 記

- 1 現在、濫用等のおそれがある医薬品の6成分を含む市販薬を販売する際、購入者が未成年である場合は、その氏名や年齢、使用状況等を確認することになっているが、その際、副作用などの説明を必須とすること。
- 2 若者への薬剤の販売において、その含有成分に応じて販売する容量を適切に制限すると同時に、対面かオンライン通話での販売を義務づけ、副作用等の説明と合わせて、必要に応じて適切な相談窓口等を紹介できる体制を整えること。
- 3 濫用のおそれがある薬の指定を的確に進めると同時に、身分証による本人

確認のほか、繰り返しの購入による過剰摂取を防止するために、販売記録等が確認できる環境の整備を検討すること。

- 4 若者のオーバードーズには、社会的孤立や生きづらさが背景にあるため、オーバードーズを孤独・孤立の問題として位置づけ、若者の居場所づくり等の施策を推進すること。

以上、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出する。

令和 6 年 7 月 3 日

大津市議会議長 幸 光 正 嗣

内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
内閣府特命担当大臣（孤独・孤立対策）  
衆議院議長  
参議院議長       あて

意見書案第10号

地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を  
求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和6年7月3日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者 佐 藤 弘  
浜 奥 修 利  
改 田 勝 彦  
中 田 一 子  
森 脇 謙 一

## 地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書

循環型社会形成推進基本法は、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために、2000年に制定された。我が国では本法律に基づいて、循環型社会の形成に関する施策の推進に20年以上取り組んできた。

我が国が循環型社会の形成を通じて目指すべき社会は、環境への負荷が少なく、持続的かつ健全に発展することができる社会であり、地域におけるサーキュラーエコノミーの推進は、循環型社会を形成する上で重要なツールであるとともに、地方創生・地域活性化の実現に大きく貢献しうるものである。

実際に、地域でのサーキュラーエコノミーの実現を目指し、先進的な取組を進める自治体が現れ始めており、地域特性や産業を生かした脱炭素ビジネスの推進、地域由来の資源を活用してのエネルギーの自給率向上や、地域住民の理解醸成を通じた効果的な資源循環ビジネスの構築など、自治体主導によるサーキュラーエコノミーの推進により、地域に新たな付加価値や雇用が創出されている。

このように、地域のサーキュラーエコノミーを推進することは、地域課題の解決と共に、地域に新たなビジネスや価値を生み出すことによる地方創生の実現に資するものである。以上の観点から政府に対して、地方創生に貢献するサーキュラーエコノミーの一層の推進のために、以下の事項についての特段の取り組みを求める。

### 記

- 1 地域経済の活性化を図るため、プラスチック、金属資源、生ごみ、家畜ふん尿、下水汚泥、紙おむつ等の、地域の循環資源や木質バイオマス等の再生可能資源の活用など、地方自治体と民間企業の連携による資源循環ビジネスの創出への支援を強化すること。
- 2 廃棄物処理施設の集約化、エネルギー回収の高度化等を推進するとともに、自治体と住民、民間企業等の協働により、地域に適したごみ処理方式や分別区分の選定等といった、脱炭素や持続可能な適正処理に資する資源循環の体制強化に対する支援を拡充すること。
- 3 地域住民や消費者の意識変革や行動変容を促すために携帯アプリ等を活用した新たなサービスを創出する等、自治体と民間団体の連携によるリユース

製品の循環環境の整備を支援すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和6年7月3日

大津市議会議長 幸 光 正 嗣

内閣総理大臣

経済産業大臣

環境大臣

衆議院議長

参議院議長

あて

意見書案第 11 号

災害発生時における信頼性の高い情報共有体制の構築を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 6 年 7 月 3 日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者 佐 藤 弘  
浜 奥 修 利  
改 田 勝 彦  
中 田 一 子  
森 脇 謙 一

## 災害発生時における信頼性の高い情報共有体制の構築を求める意見書

現在、情報通信技術の進歩と、それに伴う様々なサービスの拡大により、私たちはいつでもどこでも、情報を入手したり、発信したりすることができるようになっている。そのため、インターネット上には膨大な情報やデータが流通しているが、その中には、事実とは異なる、偽情報や誤情報もあり、信頼性の高い情報を共有する必要がある。

特に、災害発生時における情報は、多くの人の命に直結するため大変重要であり、現在、必死の復旧と復興を進めている能登半島地震においても、多くの偽情報が発信されたことにより、現場は大変に混乱した。具体的には、救援を求める情報を受けて現場を訪れても、誰もいなかったというケースがあったり、被災地の状況を知らせる画像情報においても、現場の実態とは全く違う画像が拡散されたりした。

いっどこで発生するかわからない災害、とりわけ発災直後の情報が錯綜する中では、被災者の命を救うために、1分1秒も無駄にはできない。その活動を大きく阻害する偽情報の拡散防止は喫緊の課題である。

よって、以下のとおり、国及び政府に対して、災害発生時における信頼性の高い情報共有体制の構築の積極的な推進を求める。

### 記

- 1 情報発信者や情報発信機器の事前登録等により、情報の信頼性を担保し、現場からの正確な情報を収集し、共有する体制を整備すること。
- 2 I o Tセンサーやドローンから得られた情報も含めてリアルタイムでの国と地方自治体との災害情報共有体制を整備し、得られた情報を適切に分析するため、気象防災アドバイザーの自治体への配置を支援すること。
- 3 正確な情報を発信する公的情報サイトや政府認定のアプリケーション等について、国民への普及を強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和6年7月3日

大津市議会議長 幸 光 正 嗣



内閣総理大臣  
総務大臣  
国土交通大臣  
デジタル大臣  
内閣府特命担当大臣(防災)  
衆議院議長  
参議院議長       あて

意見書案第 12 号

補聴器の普及への取組を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 6 年 7 月 3 日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者 佐 藤 弘  
浜 奥 修 利  
改 田 勝 彦  
中 田 一 子  
森 脇 謙 一

## 補聴器の普及への取組を求める意見書

今日、社会の高齢化に比例して、難聴の方も年々増加している。難聴は認知症の危険因子の一つと言われており、また難聴になると人や社会とのコミュニケーションを避けがちになるため、社会的に孤立する可能性も懸念される。

この難聴対策として補聴器が知られているが、一般的に補聴器と呼ばれているものは、収集した音を増幅して外耳道に送る気導補聴器である。一方で様々な原因で外耳道が閉鎖している方には、骨導聴力を活用する骨導補聴器が用いられてきた。

近年、これらの2種類の補聴器に加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導補聴器が開発された。この補聴器は、従来の気導・骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方や、装用そのものが難しい方に対しての新たな選択肢となった。

このように、様々な難聴者に適用できる補聴器の選択肢が整った今、政府に対して、我が国のさらなる高齢化の進展を踏まえて、認知症の予防と共に、高齢者の積極的な社会参画を実現するために、以下の通り補聴器の普及を促進する取組を強く求める。

### 記

- 1 難聴に悩む高齢者が、医師や専門家の助言のもとで、自分に合った補聴器を選択できる環境を整えること。
- 2 耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れる社会の構築を目指し、行政の窓口などに、合理的配慮の一環として補聴器の配備を推進すること。
- 3 地域の社会福祉協議会や福祉施設との連携のもと、補聴器を必要とする人々への情報提供の機会や場の創設等、補聴器を普及させる社会環境を整えること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和6年7月3日

大津市議会議長 幸 光 正 嗣

内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
共生社会担当大臣  
衆議院議長  
参議院議長       あて

意見書案第 13 号

重要経済安保情報保護法の廃止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 6 年 7 月 3 日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者 杉 浦 智 子  
林 まり  
柏 木 敬友子  
小 島 義 雄

## 重要経済安保情報保護法の廃止を求める意見書

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（以下「重要経済安保情報保護法」という。）は、流出すれば日本の安全保障に支障を来すおそれがある政府保有の情報を「重要経済安保情報」に指定し、この情報にアクセスする必要がある者について、民間企業の従業員を含め、政府が信頼性を調査するいわゆるセキュリティー・クリアランスを制度化するものである。

このセキュリティー・クリアランスにより、海外企業と機密を含む技術の共同開発や公共調達への入札ができるようになるなど産業競争力の強化につながる事が考えられるが、同盟国や同志国との同等の秘密保全法制を取ることは、これらの政府が進める他国との兵器開発を可能とするものである。国際的な兵器の共同研究開発で利益を上げるために科学技術全体を防衛目的に動員することにつながる。

そして国民には何が秘密かも知らされないまま、政府が勝手に秘密を指定し、その秘密に触れただけで厳罰を科す秘密保護法を拡大するものである。

また秘密を扱う人へのセキュリティー・クリアランスは、政治的思想、海外渡航歴、精神疾患などの治療歴、借金や家賃の滞納、家族や同居人の過去の国籍まで、機微な個人情報を根こそぎ調べ上げるもので、事情に変更があった場合には、報告させる誓約まで迫るとされている。上司からも調査票を提出させ、警察・公安調査庁や医療機関などにも照会をかけ、適性評価後も事業者、対象者を継続的に監視させる二重三重の監視体制となる。調査には対象者本人の同意が要件とされているが、行政機関又は適合事業所の業務のためには本人は事実上同意せざるを得ないであろうことが容易に想像される。

このように憲法の平和原則、思想・良心の自由、プライバシー権を踏みにじり、日本を戦争国家、死の商人国家におとしめることは許されない。さらに重大なことは、秘密保護法を改正することなく、これまで防衛、外交、スパイ活動、テロ活動に限定されていた特定秘密の範囲を拡大することである。憲法違反の秘密保護法を運用で拡大することは断じて認められない。

よって国及び政府は、日本を監視社会にし、憲法をないがしろにする重要経済安保情報保護法を直ちに廃止することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月3日

大津市議会議長 幸 光 正 嗣

内閣総理大臣  
経済産業大臣  
経済安全保障担当大臣  
衆議院議長  
参議院議長       あて

意見書案第 14 号

改正食糧・農業・農村基本法の廃止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 6 年 7 月 3 日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者 杉 浦 智 子  
林 まり  
柏 木 敬友子  
小 島 義 雄



## 改正食糧・農業・農村基本法の廃止を求める意見書

異常気象や戦争などによる世界的な食糧危機は、食料の6割以上を外国に依存する我が国の危うさを浮き彫りにし、食料は都合よくいつでも輸入できる状況ではなくなっている。また、僅か10年で基幹的農業従事者は3割も減少し、耕地(農地)面積は22.4万<sup>ヘクタール</sup>減少、東京都を超える面積の農地が失われている。このままでは、国民の命の源である食料の安定供給が根底から脅かされるのは必至であり、この流れを根本から転換し、農業と農村を再生し、食料自給率を向上させることは国民の生存基盤、社会の持続に関わる待ったなしの課題である。

ところが岸田政権が示した農業政策の憲法といわれる、改正食糧・農業・農村基本法は、食料安全保障の確保を柱とし、最大の問題は、現行の基本法で唯一の目標としてきた食料自給率の向上を、いくつかの指標の一つに格下げしていることである。自給率の目標をなぜ達成できなかったのかは、何ら検証されておらず、抜本的な対策強化に言及されていない。

また、政府は歯止めのない輸入自由化を進め、農産物の価格は市場まかせにしており、安い外国産との競争に無防備でさらしたままでは、国内生産の増大は困難な状況となり、農家の経営も窮地に追い込まれたのである。

大規模化・効率化一辺倒の農政では、多面的な機能を有している家族農業や都市農地、中山間地域などの自給的農家が政策的視野に入っていなかった。多様な担い手の再評価を行い活用することは食糧危機打開のためにも重要である。また改正法は、農業者の激減が続く前提で、規模拡大を進める生産者に支援を一層集中するとしているが、これでは農業の持続的な発展や農村社会の復興とは相いれない。持続可能な生産を可能にするためには、価格保障や所得補償の拡充が不可欠である。

政府は、改定法で不測時における食料安全保障を位置付けたとしているが、日本の食料自給率の低さは、海外からの物流が停止したら世界で最も餓死者が出るといわれるほど深刻である。そのため基本的人権としての食料への権利を明記し、国内農業生産基盤を強化すべきである。こうしたことから改定法は、食料と農業の危機を打開するには程遠いと言わざるを得ない。政府がやるべきことは、食料自給率の向上を国政の柱に据え、際限のない輸入自由化路線を転換し、規模の大小を問わず農家の経営を全力で支えることである。

よって国及び政府においては、改正食糧・農業・農村基本法を廃止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月3日

大津市議会議長 幸 光 正 嗣

内閣総理大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

衆議院議長

参議院議長

あて

意見書案第 15 号

地方自治法の一部を改正する法律の廃止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 6 年 7 月 3 日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者 杉 浦 智 子

柏 木 敬 友 子

小 島 義 雄

## 地方自治法の一部を改正する法律の廃止を求める意見書

第 213 回国会で成立した地方自治法の一部を改正する法律（以下「改正地方自治法」という。）は、第 14 章国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例において、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態であれば、個別法の根拠規定がなくとも、国の地方公共団体に対する指示権を認める内容などが盛り込まれた。

改正地方自治法においては、新たに国と普通地方公共団体との関係等の特例規定が新設され、いわゆる補充的指示の条項だけでなく、その前段の資料・意見の提出の要求や事務処理の調整の指示に関連する条項でも、特例関与がたやすく発動され、権力的関与が行われることになる。

重大なことは、国の指示・代執行などの強力な関与が認められている法定受託事務ばかりか、国民の生命等の保護を理由に基本的に国による強制関与が認められていない自治事務にまで国が指示できる仕組みを設けられていることにある。

政府が国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、または発生するおそれがあると判断した場合、各大臣はその担任する事務に関し、事態が発生している当該都道府県に対して事務処理の調整の指示を行うことができる。これは、法定受託事務として、都道府県に法的義務として実行を迫り、代執行さえも可能とされている。

改正の議論において、大規模な災害や感染症の蔓延その他、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例として、大規模な災害や感染症などで十分な対応がとれなかったことが事例として挙げられたが、東日本大震災や熊本地震での救助や復興の遅れ、新型コロナウイルス感染症による死者の増大や保健所対応の遅れなどの事態は、90 年代からの地方行政改革の名の下で行われた自治体正規職員の削減に原因がある。

さらに改正地方自治法は、指示権発動の要件とする重大な事態の範囲が極めて曖昧であり、時の内閣の判断に委ねられ、国会にも諮らず恣意的運用が可能になる。対等協力の関係とされた国と地方公共団体の関係性を大きく変容させるものであるとともに、自治事務に対する国の不当な介入を生じさせるおそれがある。

また情報システムについて、その利用の原則に国と協力しその利用の最適化を図る旨の義務が明記された。これは自治体の基幹 20 業務の国基準化とマイナンバーカードの徹底活用によって、対面窓口廃止を推進するものであり、対応できない市民は置き去りになり、窓口業務の縮小で、一層の自治体職員のリストラが進む危険性がある。

政府が行うべきは、地方自治体に権限と財源を十分に保障し、国民の命と暮

らしを支える現場の力を強くすることである。

よって、国及び政府においては、地方分権に逆行し、憲法が保障する地方自治を踏みにじり、団体自治を侵害する改正地方自治法を廃止するよう求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 7 月 3 日

大津市議会議長 幸 光 正 嗣

内閣総理大臣

総務大臣

デジタル大臣

衆議院議長

参議院議長 あて

意見書案第 16 号

訪問介護基本報酬引下げ撤回と介護報酬再改定を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 6 年 7 月 3 日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者 杉 浦 智 子

柏 木 敬 友 子

小 島 義 雄

## 訪問介護基本報酬引下げ撤回と介護報酬再改定を求める意見書

3年に一度の介護報酬の改定で、この4月から身体介護と生活援助の訪問介護の基本報酬が2～3%引き下げられ、経営状況がさらに悪化するおそれがあると、多くの事業者や介護関連の団体が訪問介護基本報酬の引下げを撤回するよう求めている。コロナパンデミック時には、感染しても入院できず自宅療養を余儀なくされた高齢者の自宅に、真夏でも防護具に身を包み、懸命に訪問介護を続けてきたホームヘルパーと事業所に、今回のマイナス改定は驚きを与える改定となった。今回の改定は、訪問介護の現場の実情を把握できていない理不尽なものであり、ホームヘルパーの誇りを傷つけた。

政府は、訪問介護報酬のマイナス改定の理由に収支差率がほかのサービスより比較的高いとしているが、実態は訪問介護事業所のおよそ4割が赤字だということが明らかになっている。東京商工リサーチの調査でも2023年の訪問介護事業者の倒産が60件に達し、これまで年間最多だった2019年の58件を抜き年間最多を更新したことが判明しており、今回の報酬引き下げがさらなる廃業を助長すると考えられる。

訪問介護は、在宅での利用者の生活に合わせて、必要な介護を行う専門性が高い仕事である。にもかかわらず、全産業平均よりはるかに低い賃金で、若い就労希望者が少なく有効求人倍率は15.5倍にもなっている。ホームヘルパーは高齢化が進み、70歳代のホームヘルパーが80歳代の利用者を介護する実態があり、今回のマイナス報酬はホームヘルパー不足に拍車をかけることになる。

地方自治体では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、地域包括ケアシステム構築のために努力を行っている。政府も同様に在宅福祉をすすめ、その柱の一つとしているのが訪問介護である。ところが今回のマイナス改定は、政府が地域包括ケアシステムをあきらめたというメッセージと受け取られるものである。

よって国及び政府においては、訪問介護基本報酬のマイナス改定を撤回し、再改定を行うよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月3日

大津市議会議長 幸 光 正 嗣

内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
衆議院議長  
参議院議長

あて



意見書案第 17 号

日米共同訓練の中止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 6 年 7 月 3 日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者 杉 浦 智 子  
林 まり  
柏 木 敬友子  
小 島 義 雄

## 日米共同訓練の中止を求める意見書

陸上自衛隊陸上幕僚監部は、去る4月11日、本年7月に中部方面区域などで米陸軍と中部方面隊による実動訓練（オリエント・シールド）を実施すると、新年度の陸上自衛隊主要訓練・演習の年度広報で発表した。オリエント・シールドは、米陸軍と陸上自衛隊が毎年実施している国内最大規模の実動訓練である。今回の訓練の場所・内容について、陸上自衛隊は調整中としているが、中部方面区域内ではこれまで、120ミリ迫撃砲などの実弾射撃訓練が唯一行える饗庭野演習場（高島市）で繰り返されており、今回も饗庭野演習場での実施が濃厚である。饗庭野演習場で実施されれば、今回で19回目の日米共同訓練となる。

2021年以降のオリエント・シールドは、米陸軍MDO（マルチドメイン作戦）と、陸上自衛隊CDO（領域横断作戦）を連携した実動訓練を行っており、陸・海・空だけでなく、宇宙・サイバー・電磁波など、敵国を制圧するためにあらゆる分野で共同し、対中国を想定した危険な訓練に様変わりしている。

その上発表直前に開かれた日米首脳会談（日本時間4月11日未明）の共同声明は、「作戦及び能力のシームレスな統合を可能にし、平時及び有事における自衛隊と米軍との間の相互運用性及び計画策定の強化を可能にするため」として、「それぞれの指揮・統制の枠組みを向上させる」としている。自衛隊が米軍の事実上の指揮下に組み込まれることとなるもので、この下で実施される今回の訓練は、憲法違反の敵基地攻撃に留まらず、国連憲章違反の先制攻撃のための訓練となるもので、断じて容認できない。

前回2021年の饗庭野演習場でのオリエント・シールドでは、訓練期間中に120ミリ迫撃砲弾が演習場外に着弾するという人命を奪いかねない重大事故が発生した。しかし共同訓練は中止されることはなく、人命より軍事が優先された。今回の訓練では、新配備の16式機動戦闘車（MCV）や戦闘ヘリからの実弾射撃訓練など、かつてなく危険な訓練となる可能性が強まっており、地元住民が危険な訓練の中止を求めている。

饗庭野演習場での訓練の実施に伴い、大津市市街地の上空におけるヘリコプターの飛行が頻繁になっていることから、市民から不安の声が高まっている。

今、日本に求められているのは、東アジアの軍事的緊張を激化させる戦争の準備ではなく、外交による平和の準備である。

よって国及び政府においては、戦争の準備のための日米共同訓練を中止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月3日

大津市議会議長 幸 光 正 嗣

内閣総理大臣

防衛大臣

衆議院議長

参議院議長

あて

意見書案第 18 号

高等教育の無償化を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 6 年 7 月 3 日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者 杉 浦 智 子

柏 木 敬 友 子

小 島 義 雄

## 高等教育の無償化を求める意見書

我が国は世界でも高学費である一方、奨学金は貸与が中心で半数が有利子である。奨学金の貸与総残高は約 10 億円に上り、返済が生活や将来の障害となっている。OECD（経済協力開発機構）加盟国で、最低水準の高等教育への公的財政支出を続けており、学費値上げを続けてきた政治の責任は重大である。また高額で徴収の合理的な理由がない入学金は、欧米では徴収しない国が多く、アジアでは韓国のように縮小・廃止の動きが強まっているところもある。

奨学金は国民の教育を受ける権利を保障するもので、給付を基本とすべきである。

よって国及び政府においては、以下の項目について速やかに実現することを強く求めるものである。

### 記

- 1 国の助成で直ちに国公私立全ての授業料（大学・短期大学・専門学校）を半額にすること。
- 2 大学・短期大学・専門学校の入学金をなくすために、国は必要な措置を講じること。
- 3 本格的な給付奨学金（対象 75 万人、自宅生月 4 万円、自宅外生月 8 万円）を創設すること。
- 4 国が拠出して、貸与奨学金の返済を半額免除すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 7 月 3 日

大津市議会議長 幸 光 正 嗣

内閣総理大臣  
文部科学大臣

衆議院議長  
参議院議長

あて

意見書案第 19 号

地域手当の級地区分設定広域化にあたっての地方財源を確保することを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 6 年 7 月 3 日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者 杉 浦 智 子

林 ま り

柏 木 敬 友 子

小 島 義 雄

## 地域手当の級地区分設定広域化にあたっての地方財源を確保することを求める意見書

2023年8月7日、人事院は公務員人事管理に関する報告において、地域手当に関しては、市町村単位で細かく水準差が生じていることに対して不均衡であるといった意見をはじめ、様々な指摘を行った。このため、最新の民間賃金の反映と併せ、級地区分の設定を広域化するなど大きくくりな調整方法に見直すとした。

地域手当は職員がその地での生計費として必要な金額を支給しているものであり、就職希望者が自治体を選択する際の要素の一つとなっていることから、本市における職員の確保に大きく影響を及ぼすこととなる。また診療報酬や介護報酬、保育所の公定価格の地域区分は、地域手当の級地区分に準拠していることから、医療機関や介護事業所、保育所などの運営費にも大きく関わってくる。

本年、地域手当の大きくくり化によって級地区分が変更され、本市の地域手当の支給率が下がるようなことがあれば、職員の新規採用者の減少と現役職員の流出のため、本市職員の確保と定着が困難になるだけに留まらず、診療報酬や介護報酬、保育所運営費の引き下げにもつながることから、関係する市立大津市民病院をはじめ医療・福祉事業の運営に困難を来すことが懸念される。

よって国及び政府においては、地域手当の級地区分設定を広域化するにあたって、国の責任で財源を確保し現行の支給率から引下げとされないよう対応することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月3日

大津市議会議長 幸 光 正 嗣

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
衆議院議長



参議院議長

あて

意見書案第 20 号

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 6 年 7 月 3 日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者 杉 浦 智 子  
林 まり  
柏 木 敬友子  
小 島 義 雄

## 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

女性差別撤廃条約は、女性に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念として、1979年に国連で採択され、日本は1985年に批准している。この条約の大きな特徴は、締結した国に対し、法律上の差別だけでなく事実上の差別をなくし、さらに積極的に男女平等を促進するような政策を行なうことを求めている画期的な内容である。

1999年にはこの条約の実効性を高めるために、女性差別撤廃条約選択議定書が採択された。選択議定書の内容は、人権侵害を受けた個人やグループが救済を求める国内法の手続きが尽くされた後も権利回復がなされていない場合、条約に基づき設置された委員会に直接申立てができる個人通報制度や、委員会が重大または組織的な侵害があるという信頼できる情報を得た場合に調査の上、国に見解を公表する調査制度を定めたものである。現在、条約締結国 189 カ国中 115 カ国が批准しているが、日本は未だに批准していない。選択議定書の批准は、個人に救済の道を開くにとどまらず、司法、立法、行政の場で女性差別撤廃条約を生かして具体的に差別撤廃を進める力となる。

世界各国の男女平等の度合いを示すジェンダー・ギャップ指数 2023 において、日本は 146 か国中 125 位と世界最低のレベルである。コロナ禍において日本女性のあらゆる分野でのジェンダー不平等の実態が顕在化し、現状を打開し解決していくことは急務となっている。国連の女性差別撤廃委員会や国連人権委員会は、日本政府に対して、選択的議定書の批准を重ねて勧告している。

政府の第 5 次男女共同参画基本計画は、諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピードは速く、我が国は国際的に大きく差を広げられている。まずは諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない強力な取組を進め、法制度・慣行を含め見直す必要があるとし、諸課題の整理を含め、選択的議定書については早期締結について真剣な検討を進めるとしている。政府はこの立場に立ち、速やかに選択的議定書を批准すべきである。

ついでに国及び政府においては、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 7 月 3 日

大津市議会議長 幸 光 正 嗣

内閣総理大臣

外務大臣

厚生労働大臣

女性活躍担当大臣

内閣官房長官

衆議院議長

参議院議長       あて

意見書案第 21 号

聞こえのバリアフリーの推進を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 6 年 7 月 3 日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者 杉 浦 智 子

柏 木 敬 友 子

小 島 義 雄

## 聞こえのバリアフリーの推進を求める意見書

高齢化が進行する日本において、社会の活性化のためには高齢者の社会参加がこれまで以上に活発になる必要がある。しかし加齢により聴覚機能が低下すると、日常生活が不便になりコミュニケーションを困難にするなど、生活の質（QOL）を落とす要因となり、鬱や認知症につながると考えられている。政府が2015年に策定した新オレンジプランの中でも、認知症を引き起こす危険因子として加齢や高血圧、糖尿病などと並べて難聴を挙げているが、2017年には国際アルツハイマー病会議で、難聴が認知症の危険因子として発表されている。また背後からの車両の接近に気づかず交通事故や犯罪被害に遭遇しやすくなることも懸念されている。

こうした聞こえの悪さを克服し、音や言葉を聞き取れるようにし、日常生活を快適に過ごすことができるよう補完するのが補聴器である。補聴器の使用は、聞こえの向上・改善に留まらず、認知機能の低下を防ぎ、社会参加を広げるための必需品となっている。高齢者が社会参加し、元気で活躍することは、健康な体をつくり、医療費や介護費用の削減効果をもたらすと言われている。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はないが、難聴者のうち補聴器を所有している人の割合はすでに補聴器購入に対しての公的補助制度がほぼ確立している欧米諸国に比べて極めて低く、2022年に一般社団法人日本補聴器工業会が行った調査によればデンマーク約55%、イギリス約53%、フランス約46%、ドイツ約41%に比べて、日本は約15%に過ぎない。日本の普及率の低さは、補聴器価格が片耳分で概ね10万円から30万円と高額で、保険適用もなく全額自己負担という実態が原因として挙げられる。特に低所得の高齢者は補聴器を購入することに困難を抱えており、補聴器の普及促進には公的補助が欠かせない。

よって国及び政府においては、聞こえのバリアフリーを推進することで、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症予防、健康寿命の延伸、医療費の抑制につなげていくために以下の項目について速やかに取り組むよう強く求める。

### 記

- 1 加齢性難聴は、本人が気づきにくいことから、聴力検査・検診制度を創設すること。
- 2 聞こえのバリアフリーを推進するため、補聴器の役割をはじめ適切な時期に必要な情報が提供できるよう行政や関係機関と連携して、情報提供の機会や場をつくること。

- 3 難聴の早期発見・早期対応のため、一人一人に合った補聴器が選択できる  
よう日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が委嘱する補聴器相談医や認定補聴器技  
能者、行政が連携して、相談や受診、補聴器の調整などができるよう補聴器  
普及の体制を構築すること。
- 4 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 7 月 3 日

大津市議会議長 幸 光 正 嗣

内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
衆議院議長  
参議院議長       あて